

放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドライン（案）の概要

資料12

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するため、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度を想定（認定研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目等は、別紙のとおり 時間数は、講義及び演習を合わせて24時間程度。 授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。 特に、講師の選定に当たっては、認定研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施（都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可） 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。(P) ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	<p>② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 <u>「2-⑥ 障害のある子どもの理解」</u>、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)</p> <p>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 <u>「2-④ 子どもの発達理解」</u>、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)</p> <p>【免除の考え方(案)】</p> <p>○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識・技能の習得に関する科目については免除の対象としない。</p> <p>○実務経験を有する者については、これまで一定の基準がない中で、当該実務経験が認定研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる客観的な評価が困難なことなどから、免除の対象としない。</p> <p>○これまでに都道府県又は市町村が実施した放課後児童指導員等の資質の向上を図るための研修や、民間団体等が実施した同種の研修を受講した者が、当該研修で既に履修した科目については、全国共通した認定研修制度を導入したこと及び当該研修の客観的な評価が困難なことなどから、免除の対象としない。</p>
既修了科目の 取扱い	<p>受講者が認定研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。</p>
修了評価	<p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p>

事 項	主 な 内 容
実施手続	
受講の申込み及び受講資格の確認	<p>都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市町村を經由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携・協力して円滑に実施。</p> <p>なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。</p>
受講者本人の確認	<p>都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。</p> <p>なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。</p>
受講場所	<p>原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。</p>
修了の認定・修了証の交付	<p>都道府県は、認定研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。</p>
認定等事務	
認定者名簿の作成	<p>都道府県は、「放課後児童支援員認定研修修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先(P)、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成。</p>
認定者名簿の管理	<p>都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。</p>
修了証の再交付等	<p>都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先(P))に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。</p>
認定の取消	<p>都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、今後、都道府県にお示しする予定としている。

今後の検討課題

事項	主 な 内 容
通信学習	導入に当たっては、通信教材の開発や都道府県の実施状況などを勘案しながら、今後引き続き検討。
受講料	予算編成過程において検討。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)

